

**情報科学研究科 2026年度 東北大学グローバル萩奨学金制度
募集要項（4月入学者用）**

【奨学金制度の趣旨】

東北大学グローバル萩奨学金制度は、本研究科に在籍する意欲と能力に溢れる優秀な学生に奨学金を支給することで、学術研究に専念できる環境を提供し、もって創造と変革を先導する人材を育成することを目的とするものです。

【対象者】※今回の募集は4月入学者が対象です。（10月入学者は対象外）

以下 1）～5）のいずれにも該当する者を対象とします。

- 1）4月入学者のうち2026年9月1日現在で情報科学研究科博士前期課程に在学し、博士後期課程への進学を強く希望する者。
（社会人学生も推薦可。ただし、在籍している企業・団体の就業規則や取扱いにより、奨学金の受給制限がある場合はその範囲内で推薦可能。）
- 2）学業成績、人物ともに優れている者。
- 3）本学および本研究科が実施する別紙に掲げる奨学金、奨励金等の支給を受けていない者。
- 4）本学以外の期間、民間その他団体等が実施する別紙に掲げる奨学金、給与等の支給による経済的支援を受けていない者。
- 5）ただし、前期課程2年次の学生は、2026年実施の上期入試に合格し、本学の大学院へ進学が決定している者のみを対象とする。

※本学の他研究科に進学する場合は、Google フォームで合格通知書を提出すること。

【採用人数】

4名

※MC1年・2年それぞれ2名ずつの採用予定です。

【奨学金の支給額・交付について】

- 1）奨学金の支給額は、月額5万円とします。
- 2）奨学金は、2026年11月中旬に前期分として30万円、2027年1月末頃に後期分として30万円が奨学生本人名義の口座に振り込みになる予定です。
※前期分は在籍確認・他奨学金の支給状況を確認後支給予定です。

【奨学金の支給期間】

2026年4月～2027年3月

翌年の継続申請により、博士課程等の標準修業年限まで支給期間延長可能。

【申請方法】

本奨学金の支給を希望する者は、成績証明書（1年生は学部のもの、2年生は現在のもの）のPDF ファイルを添えて以下の Google form から申請してください。

※指導教員の下承を得たうえで申請すること。

※高専出身者は高専本科と専攻科の両方を提出すること。

申請〆切：2026年9月30日（水）正午

Google Form： <https://forms.gle/3rdySaMdVab8yjGU7> （学生用）

※申請期間後の差し替え等は一切認めません。

Google Form： <https://forms.gle/W4J7GZzk5PjjHqje9> （指導教員用）

【選考及び採用者の決定】

- 1) 本研究科内の採用候補者としての選考は、本研究科が組織する選考委員会において書類選考により行います。
- 2) 本研究科から推薦された採用候補者のうち奨学生として採用するものの決定は、学生生活支援審議会の議を経て総長が行います。

採用の決定は、2026 年 11 月初旬に採用者へ通知予定です。

【支給の継続手続】

博士前期課程からの採用者は、本研究科の博士後期課程への進学をもって次年度の採用候補者とします。

奨学生の学年進行に伴う継続手続きは、年度末に本研究科において審査（奨学生本人からの報告書および指導教員推薦書）を行い、次年度の採用候補者とします。

【支給の取消】

- 1) 奨学生が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、それ以後の奨学金の支給を取り消します。
 - ① 退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合
 - ② 除籍された場合
 - ③ 死亡した場合
 - ④ 前述【対象者】の資格を満たさなくなった場合
 - ⑤ 後述【支給の停止】2) に定める期間を超えた場合
 - ⑥ 奨学生本人から辞退の申し出があった場合
 - ⑦ 学業成績が著しく不良であると認められた場合
 - ⑧ その他総長が奨学金の支給を取り消すに足る事由があると判断した場合
- 2) 奨学生は、「支給の取消 1)」に掲げる場合のいずれかに該当して奨学金の支給を取り消された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、奨学金の支給の取り消しの事由が生じた日から起算して、その残月数に奨学金の月額を乗じた額を返納しなければなりません。

【支給の停止】

- 1) 奨学生が奨学金の支給期間に休学した場合には、休学の開始日が属する月以降の奨学金の支給を停止します。
- 2) 奨学金の支給を停止する期間は、1 年を超えない範囲とします。
- 3) 奨学金の支給を停止した期間は、奨学金の支給期間に含めないものとします。
- 4) 奨学生は「支給の停止 1)」により奨学金の支給を停止された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、当該年度における休学の開始の日が属する月以降の月数に奨学金月額を乗じた金額を返納しなければなりません。

【採用者の義務等】

- 1) 前述の「支給の取消」に該当するため、奨学金の支給を辞退する場合には、速やかに届け出なければなりません。
- 2) 採用者は、1 年間の支給期間経過後、別途指定する学修状況報告書を作成のうえ提出しなければなりません。
- 3) その他、採用者に特別の事由が生じた場合は、その取り扱いについて本研究科教務委員会において判断します。

2026 年 9 月

東北大学大学院 情報科学研究科 教務係
〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3-09
TEL: 022-795-5814 FAX: 022-795-5815
mail: is-kyom@grp.tohoku.ac.jp

別紙

奨学生の対象者について

本制度奨学生の資格対象外（取消・停止等）とする支援等は以下のとおりとします。

	各種支援等名称
学外・その他	・国費外国人留学生 ・政府派遣留学生 ・日本学術振興会特別研究員DC2・DC1 ・地方公共団体、その他民間奨学財団等の実施する給付型奨学金（併給不可のもの） ・社会人学生のうち、在籍する企業・団体により奨学金受給が不可の者
学内・研究科内	・東北大学大学院リーディングプログラム奨励金 ・東北大学学際高等研究教育院修士・博士研究教育院生 ・国際共同学位取得支援制度 （データ科学国際共同大学院プログラム奨励金を含む） ・産学共創大学院プログラム （人工知能エレクトロニクス卓越大学院プログラム奨励金を含む） ・次世代AI人材育成プログラム ・東北大学高等大学院LEAPプログラム ・次世代研究者挑戦的研究プログラム ・戦略的学生受け入れプログラム ・リクルート戦略提案型プログラム ・東北大学基金を財源とする他の奨学金制度